宝塚市立病院 入院用品提供事業運営契約書(案)

宝塚市立病院(以下「甲」という。)と○○(以下「乙」という。)とは、入院用品提供事業(以下「本事業」という。)の運営について、以下の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、甲の所有する施設において乙が入院用品提供事業の運営を行うことに同意し、乙は、この契約の規定及び甲の仕様書に基づき業務を誠実に履行するものとする。

(運営場所及び運営方法)

第2条 本事業の運営場所は以下のとおりとし、運営方法は別添仕様書のとおりとする。

所在地 兵庫県宝塚市小浜四丁目5番1号

名 称 宝塚市立病院

(運営期間)

第3条 本事業の運営期間は、今和7年(2025年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日までとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(貸付料)

第5条 乙は施設の使用にあたり、使用する部分の賃借料、電気使用料及び売上金額に貸付料率を乗じたものに 消費税及び地方税相当額を加えたものを貸付料とし、甲に支払うものとする。賃借料、電気使用料及び貸付料 率は別表記載のとおりとする。

なお、この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正によって税額等に変動が生じた場合、 乙は、この契約を変更することなく相当額を加減して支払うものとする。

(貸付料の支払月)

第6条 貸付料の支払いは、毎月末日締切りとし、売上月の翌月末までに甲が指定する別表記載の銀行口座へ振り込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

(利用料金)

第7条 乙は、仕様書に定める利用料金で入院用品を利用者に提供しなければならない。

(運営)

第8条 乙は、本事業の運営を直接管理することとし、甲の承認を受けないで、この契約によって生じる権利を第三者に譲渡し、又は、この契約書に定める業務を第三者に委託してはならない。

(苦情の処理)

第9条 本事業の利用者からの苦情については、仕様書に定めた方法により乙の責任において対応するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、本事業の運営において、甲、または第三者に損害が生じた場合は、責任の所在が明らかな場合

を除き、その損害を賠償しなければならない。

(改善の要求)

- 第11条 甲は、乙が次ぎの各号に該当すると認めるときは、乙に対してその改善を要求することができるものとし、 乙は要求を受けたときは、直ちに対処するものとする。
 - 一 サービスの不良等により、業務が不適当であるとき。
 - 二 その他、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が前条の要求に従わないときは、契約を解除することができる。

2 甲及び乙は相手方がこの契約に違反したときは、契約を解除することができる。

(その他)

第13条 この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年(年)4月1日

甲

 \angle

別表

賃借料	月額 105,627 円
電気使用料	別途通知(定額)
貸付料率	<mark>○○%</mark>
支払先(振込)	

- (注) 1. 毎月の貸付料は上記の合計に消費税及び地方消費税を加えたものとなる。
 - 2. 賃借料の㎡単価は宝塚市立病院事業用行政財産の目的外使用に関する規定(平成 17 年 3 月 30 日病院事業管理規定第 6 号)に基づき算出。
 - 3. 電気使用料は、任意期間の計測値を1ヶ月あたりの平均値に割り戻した数値に病院が契約する電気量料金単価を乗じた金額とする。